MMMMMMM

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

（MMMMMMM）

豊田市長　太田　稔彦
（公印省略）

# 精神障がい者医療費（入院）受給資格取得決定通知書

令和　　年　　月　　日より精神障がい者医療費受給資格を決定いたします。

## 【助成内容】

精神保健指定医により精神病と診断され、診断書を提出した方が対象です。
精神科の入院のみ、保険診療分の自己負担額の半額を　**払い戻しの申請により助成します。**
ただし、加入の健康保険から高額療養費等の支給を受けた場合は、その残額の半額を助成します。

**助成額　＝　（保険診療分の自己負担額　－　高額療養費）　×　１／２**

## 【払い戻し申請に必要なもの】

①領収書（保険点数の記載のあるもの）　②健康保険に加入していることを証明する書類
③振込先口座の分かるもの　④この通知書
⑤限度額適用認定証＜お持ちの場合のみ＞
⑥加入の健康保険からの高額療養費や付加給付金等の支給決定書（「医療費のお知らせ」等）
＜支給がある場合のみ＞

※限度額適用認定証の発行や高額療養費の支給の有無は、加入の健康保険に御確認ください。

***※退院すると受給資格は終了しますので、再入院または転院したときは、その都度申請が必要です。***

## 【届出が必要なとき・必要なもの】

| | 必要なとき | 必要なもの |
|---|---|---|
| 喪失届 | ・退院　・転出　・死亡 | ・この通知書 |
| 変更届 | ・退職や転職で健康保険証が変わったとき | ・健康保険に加入していることを証明する書類 |

## 【申請場所及び問合せ先】

豊田市役所　福祉医療課　福祉医療担当　（０５６５）３４－６７４３（直通）

旭支所　（０５６５）６８－２２１３（直通）　足助支所　（０５６５）６２－０６００（直通）
稲武支所　（０５６５）８２－２５１１（直通）　小原支所　（０５６５）６５－２００１（直通）
下山支所　（０５６５）９０－４４１１（直通）　藤岡支所　（０５６５）７６－２１０３（直通）